

感染症の発症から再登校までの流れについて

かぜ様症状等、感染症が疑われる症状が発症した場合は、症状が回復するまで『健康観察記録用紙』を記入する。

症状が回復した場合

* 登校する日に症状が消失している場合は、『健康観察記録用紙』を自宅で保管する。

登校する日にかぜ症状があるため欠席し、その後回復した場合は、『健康観察記録用紙』を持参し登校する。

提出前に確認！！

- ①以下の項目が記入されているか。
- 学年・組・番号・氏名
 - 症状
 - 体温（折れ線グラフ）
 - 確認印(保護者)

医療機関を受診した場合

かぜ様症状と判断された場合

インフルエンザ以外の感染症と診断された場合

インフルエンザと診断された場合

①医療機関から『インフルエンザ罹患証明書』が発行された場合、出席停止期間の基準に則り、自宅療養するとともに、証明書下段にある体温記録への記入をする。

②医療機関から『インフルエンザ罹患証明書』が発行されなかった場合、学校のホームページから『インフルエンザ罹患証明書』をダウンロードし、医療機関にて記入してもらい、登校時に持参する。

③検査結果等インフルエンザ罹患を証明するものを受け取っている場合は、学校にご相談ください。

提出前に確認！！

①以下の項目が記入されていますか？

- 氏名
- 生年月日
- 症状出現日
- 診断日
- 医療機関・医師氏名等（押印）
- 証明書下段の体温・症状の経過

②出席停止期間の基準は満たしていますか？

- 発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）経過しているか。
- 平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間経過しているか。

学校ホームページから『登校許可証明書』をダウンロードし、次の受診時に医療機関にて記入してもらい、登校時に持参する。

提出前に確認！！

- ①以下の項目が記入されているか。
- 学年・組・番号・氏名
 - 疾患名
 - 出席停止期間
 - 登校許可日
 - 証明日・医療機関名・医師名（押印）
- ②以下の確認をする。
- 登校した日と登校許可日の日付に違いはないか。

●出席停止期間の基準を満たし、さらにその他の症状もなく登校を再開する場合、各種証明書を持参し、職員室へ提出して登校再開の確認を受けてから教室へ入る。